

農業委員会訓令第 5 号

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 24 日

南九州市農業委員会会長 本 木 下 裕 一

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の一部を改正する訓令

南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程(平成29年農業委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。